【手続条例施行規則別記様式第１号】

指定管理者の指定申請書

年　　月　　日

山形県知事　　吉村　美栄子　殿

申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条の規定により、下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称：第１酒田プレジャーボートスポット及び

　　　　　　第２酒田プレジャーボートスポット

# 【様式１】

法　人　等　の　概　要

（令和　　年　月　日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな法人等名 |  |
| 所　在　地 | 〒 | 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| 代　表　者役職・氏名 |  |
| 設立年月日 |  |
| 沿　　　革 |  |
| 業務内容 |  |
| 主な実績 |  |
| 財政状況（過去３年間について記入してください） | 年　　度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
| 総収益 |  |  |  |
| 総費用 |  |  |  |
| 当期損益 |  |  |  |
| 累積損益 |  |  |  |
| 従業員数 | 正職員 |  |  |  |
| 正職員以外 |  |  |  |
| 応募に関する担当連絡先 |
| 担当部署名 |  | 電話番号 |  |
| 役職名 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| 氏　名 |  | Ｅ-mail |  |

# 【様式１－２】

共同企業体申請構成表

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代表法人等 | 法人等名 |  |
| 所　在　地 | 〒 |
| 代表者役職・氏名 |  |
| 主に担当する業務 |  |
| 構成法人等Ａ | 法人等名 |  |
| 所　在　地 | 〒 |
| 代表者役職・氏名 |  |
| 主に担当する業務 |  |
| 構成法人等Ｂ | 法人等名 |  |
| 所　在　地 | 〒 |
| 代表者役職・氏名 |  |
| 主に担当する業務 |  |

【様式２】

組織体制と資格取得状況

１　第１及び第２酒田プレジャーボートスポットの管理を行う際の組織体制

|  |
| --- |
| (１)　指揮命令系統が分かる組織図(２)　管理業務仕様書にある業務の執行体制（人員配置計画）① 施設管理　② 設備管理　③ 使用管理　④ 保守点検業務等　⑤ 光熱水費等（庶務関係） |

　 ※ 自ら実施する業務については現行の人員体制で行うのか、又は別途職員を雇用するのか、また、保守点検業務等については専門の事業者に委託を予定しているものがあるか、それぞれ明記してください。

２　ＩＳＯ取得状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ＩＳＯ番号 | 資格名 | 取得年月日 | 資格に関係する管理業務内容 | 摘　要 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　※　該当ない場合は空欄のままで結構です。

【様式３】

事業計画書

【Ａ４用紙１０ページ以内で、下記項目について記入してください。】

○県が期待する効果：海洋スポーツ、レジャーの交流拠点としての有効活用

１．管理運営の基本方針について

（１）指定管理者を希望した理由、基本方針

（２）法人等の経営理念

（３）維持管理における体制、ノウハウ、工夫

（４）人材確保、研修、技術向上への考え方

２．経費の効率化について

（１）効率化への考え方、取組み方策、効率化への創意工夫

３．平等利用を図るための具体的手法について

　　　（１）高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさへの配慮のほか、予約受付方法・利用調整等についての具体的考え方

４．サービス向上を図るための具体的手法について

　　　　　以下の４つの観点から、サービス向上に向けて可能な限り詳細に記載してください。

　　　（１）利用者ニーズを把握するための具体的手法、サービス提供や管理運営状況の分析・検証方法

　　 （２）施設の機能や設備を十分に活用した提案

（３）指定管理業務の一環として行う企画事業の企画

（４）実現性のある自主事業の企画

５．施設の維持管理について

　（１）具体的な管理方法（維持管理水準）

　（２）施設の安全管理、利用者の安全管理への取組

６．利用者の増加を図るための具体的手法について

（１）利用拡大方策

（２）広報計画

（３）達成目標（利用者数等）

　　７．地域貢献について

　　　（１）地域の関わりが強い活動や地域と一体となった活動

　　　（２）地域、関係機関、ボランティアとの連携

　　８．利用者からの苦情等への対応について

　　　（１）利用者からの苦情等の把握及びそれらへの対応体制

　　　（２）トラブルの未然防止、発生時の対策

　　９．緊急時の対応について

　　　（１）防災対策、緊急時及び事故への対策（マニュアルの策定等）

　１０．情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護について

　　　（１）情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護への取組

　１１．地域経済への貢献

　　　（１）地元企業の参画、活用や地域経済への貢献

１２．県の施策への協力

　　　（１）県が進める各種施策への協力

１３．環境への配慮について

（１）リサイクル、省エネ等への取組

【様式４－１－１】（消費税課税事業者の場合）

※税込み様式も併せて作成してください。

収支計画書

１　収入（消費税抜き）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（千円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目　　　　　　　　年　　度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 計 | 参考数値 | 備　考（内訳） |
| ①　利用料金収入見込 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他収入見込 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (A) 収入合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２　支出の部（消費税抜き）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（千円） |
| 項　　目　　　　　　　　年　　度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 計 | 参考数値 | 備　考（内訳） |
| 人　件　費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 光　熱　水　費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 通　信　費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 修　繕　費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 浄化槽保守点検関係 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 保　険　料 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| トイレ清掃関係 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事務経費・消耗品費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②　小　計　（上記計） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③　県への納付額　　（（①-⑤）×100/110） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④　県納付額に係る消費税相当額　　（（①-⑤）×10/110） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (B) 支出合計　（②＋③＋④） |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 収支　(A) － (B) |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ⑤　管理代行料 |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理代行料上限額 | 12,251 | 12,251 | 12,251 | 12,251 | 12,251 | 61,255 |  |  |

３　消費税　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（千円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 計 | 備考 |
| 仮受消費税　(C) |  |  |  |  |  |  |  |
| 仮払消費税　(D) |  |  |  |  |  |  |  |

※１ 人件費(給与､各種手当､法定福利費､アルバイト賃金等)については､施設の実態に応じて､内訳を別紙で作成してください。

※２ 過去の実績を参考に、施設の状況も確認いただき、記載してください。なお、「第１酒田プレジャーボートスポット及び第２酒田プレジャーボートスポット管理運営業務仕様書」「９ 施設等の修繕」に記載のとおり、原則として年間４万円以下の修繕は、指定管理者が負担することとしていますので、ご留意ください。

※３ 業務の一部を委託する場合は、別紙で業務予定委託一覧表（任意様式）を作成してください。

※４ 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

【様式４－１－２】（その他の事業者の場合）

収支計画書

１　収入（消費税抜き）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（千円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目　　　　　　　　年　　度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 計 | 参考数値（令和３年度実績） | 備　考（内訳） |
| ①　利用料金収入見込 |  |  |  |  |  |  | 24,864 |  |
| その他収入見込 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (A) 収入合計 |  |  |  |  |  |  | 24,864 |  |
| ２　支出の部（消費税抜き）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（千円） |
| 項　　目　　　　　　　　年　　度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 計 | 参考数値（令和３年度実績） | 備　考（内訳） |
| 人　件　費 |  |  |  |  |  |  | 8,302 |  |
| 光　熱　水　費 |  |  |  |  |  |  | 862 |  |
| 通　信　費 |  |  |  |  |  |  | 343 |  |
| 修　繕　費 |  |  |  |  |  |  | 144 |  |
| 浄化槽保守点検関係 |  |  |  |  |  |  | 193 |  |
| 保　険　料 |  |  |  |  |  |  | 835 |  |
| トイレ清掃関係 |  |  |  |  |  |  | 450 |  |
| 事務経費・消耗品費 |  |  |  |  |  |  | 3,255 |  |
| ②　小　計　（上記計） |  |  |  |  |  |  | 14,384 |  |
| ③　県への納付額　　（（①-⑤）×100/110） |  |  |  |  |  |  | 11,722 |  |
| ④　県納付額に係る消費税相当額　　（（①-⑤）×10/110） |  |  |  |  |  |  | 1,172 |  |
| (B) 支出合計　（②＋③＋④） |  |  |  |  |  |  | 27,278 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 収支　(A) － (B) |  |  |  |  |  |  | ▲2,414 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ⑤　管理代行料 |  |  |  |  |  |  | 11,970 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理代行料上限額 | 12,251 | 12,251 | 12,251 | 12,251 | 12,251 | 61,255 |  |  |

※１ 人件費(給与､各種手当､法定福利費､アルバイト賃金等)については､施設の実態に応じて､内訳を別紙で作成してください。

※２ 過去の実績を参考に、施設の状況も確認いただき、記載してください。なお、「第１酒田プレジャーボートスポット及び第２酒田プレジャーボートスポット管理運営業務仕様書」「９ 施設等の修繕」に記載のとおり、原則として年間４万円以下の修繕は、指定管理者が負担することとしていますので、ご留意ください。

※３ 業務の一部を委託する場合は、別紙で業務予定委託一覧表（任意様式）を作成してください。

※４ 欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

|  |
| --- |
| 　「人件費」内訳書（例） |
| （１）職員数内訳　　（常勤職員　　名、非常勤職員等（アルバイト等）　　名）  （２）給与　　　　　計　　　　　千円 　　　　ア　常勤職員　　　　　　　　　　　小計　　　　　千円給与 　　　　単価（月額）×○人×　　か月＝　　　　千円  　ボーナス等　 年額 千円 イ　非常勤職員等（アルバイト等）　小計　　　　　　千円 　　　　　非常勤職員等 単価（月額）×○人×　　か月＝　　　　千円 　　　　　ボーナス等　　年額　　　千円 （３）法定福利費　　計　　　　　千円　　ア　常勤職員　　　 小計　　　　　千円 　　イ　非常勤職員等 小計　　　　　千円 （４）各種手当等　　計　　　　　千円　　ア　常勤職員　　　 小計　　　　　千円 　　イ　非常勤職員等 小計　　　　　千円（５）その他 　　計　　　　　千円  |

【様式４－２】

自主事業の収支計画

自主事業の収支内訳を年度別に記載してください。

　　年度、項目、概要、計算式（単位：千円）

① 自主事業収入の内訳

② 自主事業支出の内訳

【様式５】

指定管理者の指定申請に係る辞退届

平成　　年　　月　　日

山形県知事　　吉村　美栄子 　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

所在地

名　称

代表者氏名

　山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第２条の規定により、下記の公の施設に係る指定管理者の指定を申請しましたが、都合により辞退します。

記

公の施設の名称：第１酒田プレジャーボートスポット及び

　　　　　　第２酒田プレジャーボートスポット

# 【様式６】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

山形県知事　　吉村　美栄子　殿

申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

第１酒田プレジャーボートスポット及び第２酒田プレジャーボートスポット

指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの申立書

　第１酒田プレジャーボートスポット及び第２酒田プレジャーボートスポットの指定管理者の指定申請にあたり、法人その他の団体又はその代表者（複数の法人等により共同企業体を構成して申請する場合は、その構成員。）は、下記のとおりであることを申し立てます。

記

※提出にあたっては、□に✓点を記入してください。

□１　県内に主たる事務所（本店）を有している。

□２　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていない。

□３　山形県から指名停止措置を受けていない。

□４　国税及び地方税を滞納していない。

□５　会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていない。

□６　次のいずれにも該当していない（地方自治法施行令第167条の４第１項第３号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ　法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ　暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

□７　県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でない。

□８　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等などにより再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から２年を経過していない者でない。

【様式７】

労働関係法令の遵守に関する誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

山形県知事　　吉村　美栄子　殿

申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

第１酒田プレジャーボートスポット及び第２酒田プレジャーボートスポットの指定管理者の指定申請にあたり、下記に掲載した事項に相違ありません。

記

　労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反しておりません。